

(白河市) 第十二回特別弔慰金の支給対象者早見表

令和7年4月1日において、順位が一番先になるご遺族一人に支給されます。

●同順位の方が複数いる場合は、請求する方を一人決めてからご請求ください。

●令和7年4月1日において、戦没者等の配偶者（公務扶助料や遺族年金を受けていない方）がご存命の場合は、その配偶者が先順位になることがあります。

●死亡当時の生計関係、改氏婚、養子縁組の有無等のより順位が入れ替わることがあります。

戦没者等の死亡当時のご家族・
ご親族ですか？

いいえ

対象となりません

はい

前回（第十一回）弔慰金の請求者
ですか？

はい

お持ち頂いた戸籍に関する書類を
確認の上、受付いたします

いいえ

※提出書類については裏面をご覧ください。

戦没者等から見たあなたの続柄

①子ですか？

（戦没者死亡当時、胎児
だった場合も含む）

はい

対象となる可能性があります

いいえ

②父母

孫

祖父母
兄弟姉妹
ですか？

はい

上記①の方がご存命

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象となる可能性があります

1.父母 2.孫
3.祖父母 4.兄弟姉妹

いいえ

③上記以外の三親等
内親族（甥、姪など）
ですか？

はい

上記①または②の方
がご存命

はい

対象となりません

いいえ

戦没者と死亡日まで1年以上生計関係
を有していた

はい

対象となる可能性が
あります

いいえ

対象となりません

※この早見表は一般的な場合を想定しています。

必要書類一覧表

●該当する戦没者等について、三親等内親族のどなたかが特別弔慰金を受給したことがある場合

提出書類	前回受給者		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者と 同順位者	前回受給者が 先順位者
令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
戦没者等の死亡 当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍			○	○
先順位者がいないことを証する戸籍				○
戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍		○ (前回の基準日から)		△ (該当する順位のみ)

●該当する戦没者等について、過去に遺族の中でどなたも特別弔慰金の受給したことがない場合は、その他に提出する書類がございますので、詳しくは市の援護担当にお問い合わせください。

問い合わせ先：白河市社会福祉課 社会生活支援係 援護担当

0 2 4 8 – 2 8 – 5 5 1 5

受付時間 平日午前9時～午後5時